

<2009—2010年度>

第3回

キャビネット会議 資料集 2



2010年3月15日（月）

A P 西新宿 5階 会議室

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区

330-A地区第56回年次大会議事規則

1. 330-A地区第56回年次大会は、大会に参加した地区内、現・元国際協会役員及びクラブ代議員をもって構成する。キャビネット構成員は大会に参加し発言することはできるが、クラブ代議員でない限り投票することはできない。
地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会及びキャビネット委員会の委員長や副委員長が代議員でなかったり、代議員を辞退した場合でも、同委員会委員長及び副委員長は代議員会に立ち入ることができ、議長の許可を得て発言することができる。
2. 代議員のうちクラブ代議員は、クラブ会長が署名した資格証明書を、公式プログラムに記載された登録時間内に資格審査委員会に提出し、資格を確認されなければならない。
3. 大会議長(以下議長という)には地区ガバナー、大会副議長には第1副地区ガバナー及び第2副地区ガバナー、大会幹事にはキャビネット幹事、大会会計にはキャビネット会計がこれに当たる。
議長はその他の大会役員を任命する。
4. 議長は下記の委員会および分科会を設け、その委員長および副委員長(さらに、必要な場合は顧問)を任命する。
 - (1) 資格審査委員会
 - (2) 議事運営委員会
 - (3) 地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会
 - (4) 決議委員会

(ただし、議長は、決議委員会を次の分科会に分けることができる)

 - (ア) 政策・会則分科会
 - (イ) 長期計画分科会
 - (ウ) 経 理分科会
 - (エ) 会員関係分科会 (会員・指導力育成・エクステンション・リテンション)
 - (オ) 広報関係分科会 (IT情報・PR広報)
 - (カ) 国際関係分科会 (国際大会・国際協調・LCIF)
 - (キ) 組織連携分科会 (330-A 地区支援会・愛の泉基金・ライオンズカード)
 - (ク) 環境関係分科会 (環境保全・緊急災害支援)
 - (ケ) 青少年育成関係分科会 (ライオンズクエスト・薬物乱用防止・YE)
 - (コ) 福祉関係分科会 (障害者／高齢者福祉・献血・骨髄移植推進・献眼・献腎・癌撲滅)
5. 代議員及びキャビネット役員の委員会および分科会の所属は議長がこれを定める。
6. 各委員会及び分科会の委員長はその議事を主導し審議結果を大会に報告する。

7. 議決はすべて出席し投票した代議員全員の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合は議長の裁定するところによる。
8. 議案は、あらかじめ文書をもってキャビネットに提出する。キャビネットはそれを検討のうえ大会の議案を決定し、大会開催2週間前までに各クラブに通知する。それ以外の方法で提出された議案を審議しようとするときは、大会に出席した全ての代議員の3分の2以上の同意を必要とする。ただし、その議案は前もって文書で議長に提出しなければならない。
9. 提案理由の説明および発言は、一人3分を超えてはならない。ただし、大会では議長、委員会及び分科会では委員長が特に必要と認めた場合は、このかぎりではない。
10. 次期地区ガバナー、次期第1及び第2副地区ガバナーの選出は次の方法によるものとし、選挙は、地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会が管理する。

(1) 次期地区ガバナーの選出

- (ア) 代議員の単記無記名投票選挙を行う。
- (イ) 有効得票の過半数の得票者をもって次期地区ガバナーとする。
- (ウ) 過半数の得票がなかった場合は、空席が生じるものとし、国際付則第9条6(e)項が適用される。
- (エ) 候補者が1名のときは、上記(ア)、(イ)の趣旨に則ることを条件に、別の方法によることができる。
- (オ) 同数得票の場合は、国際附則第9条7項により、解決する。

(2) 次期第1副地区ガバナーの選出

- (ア) 代議員の単記無記名投票選挙を行う。
- (イ) 有効得票の過半数の得票者をもって次期第1副地区ガバナーとする。
- (ウ) 過半数の得票がなかった場合は、空席が生じるものとし、国際付則第9条6(d)項が適用され、地区(単一／準／複合)の会則および付則に従って補充される。
- (エ) 補者が1名のときは、上記(ア)、(イ)の趣旨に則ることを条件に、別の方法によることができる。
- (オ) 同数得票の場合は、国際附則第9条第7項により、解決する。

(3) 次期第2副地区ガバナーの選出

- (ア) 代議員の単記無記名投票選挙を行う。
- (イ) 有効得票の過半数の得票者をもって次期第2副地区ガバナーとする。
- (ウ) 過半数の得票がなかった場合は、空席が生じるものとし、国際付則第9条6(d)項が適用され、地区(単一／準／複合)の会則および付則に従って補充される。
- (エ) 同数得票の場合は、国際附則第9条第7項により、解決する。

- (オ) 過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を行う。
- (カ) 候補者が1名のときは、上記(ア), (イ)の趣旨に則ることを条件に、別の方法によることができる。

11. 別に定めないかぎり、議事手続きはロバート議事規則による。

2010－2011年度 地区ガバナー、第1副地区ガバナー及び第2副地区ガバナー
代議員会における選挙に関する事項

国際会則および付則、複合地区会則、330-A地区第56回年次大会議事規則並びに地区ガバナー、副地区ガバナー選挙に関する規定に従い、地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー選出のための選挙を、次のとおり行う。

記

1. 代議員

- (ア) 本大会開催前月1日付の国際本部の記録に基づき、少なくとも1年と1日以上クラブに在籍している会員数に基づき、クラブより派遣される代議員は504名とする。
- (イ) クラブ代議員以外の現・前・元地区ガバナー等の代議員有資格者は22名とする。

2. 代議員証

- (ア) 上記クラブ代議員については、クラブよりの登録申請名簿に基づき、資格審査委員会が資格を審査し、かつ、クラブに送付した代議員証に所属クラブ会長が署名したものをもって有効とする。
- (イ) 代議員証は、「各分科会」ごとに色別となっている。この代議員証には切取り線が入っているが、投票日の選挙投票用紙引替時までは切り離してはならない。

3. 代議員会への出席／登録

- (ア) 代議員は、各自代議員証を提示して登録の確認を受けなくてはならない。
- (イ) 代議員名簿と照合するために、必ず本人が行わなければならない。
- (ウ) 登録受付時間は、9時00分より9時50分までとする。
- (エ) 代議員会は、10時10分に開会。登録受付場所の混雑が予想されるので9時50分までには登録手続きを済ませること。
9時50分には、登録受付は停止する。
代議員会場入口は、10時00分に閉鎖する。
- (オ) (エ)の時間に遅刻したときは、会場への入場は出来ないものとし、選挙の投票権を行使できない。
- (カ) 代議員が出席できない場合には、補欠代議員が出席できる。その手続きは資格審査委員会の指示に従う。

4. 代議員会場

- (ア) 会場では予め指定された、各分科会席に着席する。
- (イ) 代議員会には、代議員以外の入場はできないが「地区ガバナー・第1／第2副地区ガバナー・指名選挙委員会」の構成員は代議員会に立ち入ることができる。
- (ウ) 代議員会には、代議員以外の入場はできないが、資格審査委員会、議事運営委員会、決議委員会、年次大会事務局、年次大会部会の各構成員は、議長の承認の下、代議員会に立ち入ることができる。
- (エ) 代議員以外の代議員会立ち入り者は、議長の許可を得て発言することができる。

5. 公開討論会または立会演説会

- (ア) 投票日は、年次大会当日とする。
- (イ) 立候補者が複数の時、公開討論会または立会い演説会を1回以上実施する。
- (ウ) 「地区ガバナー・第1及び第2副地区ガバナー・指名選挙委員会」の定める順序・制限時間内で公開討論会または、立会演説会をする。
- (エ) 公開討論会または、立会演説会の時間等の詳細は予め立候補者の所属クラブ会長と立候補者に連絡する。

6. 投票

- (ア) 議長は、次期ガバナー立候補者、次期第1副地区ガバナー立候補者、次期第2副地区ガバナー立候補者を会場において紹介する。
- (イ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の指示に従い、分科会毎に投票する。
- (ウ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」は、会場内投票所受付において、代議員証に添付されている「選挙投票用紙引替証」と引換えに、投票用紙を交付する。
- (エ) 投票用紙には、候補者名が印刷してあるので、指定された欄に○印を記入し、指定の投票箱に投票する。
ただし、選挙管理委員会は、必要と認めたときは他の記載または記入方法を定めることが出来る。
- (オ) 次の投票は無効とする。
 - ① 指定の投票箱以外の箱に投票したもの
 - ② 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの
 - ③ 複数の候補者に○印を記載したもの
 - ④ ○印以外の記号および他事を記載したもの
 - ⑤ その他「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の判定困難なもの
- (カ) 投票は「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」が管理する。
- (キ) 各候補者は所属クラブ1名及び候補者の推薦する1名の代議員でない立会人を指名し、選挙管理委員会の承認の下、開票に立会うことが出来る。
- (ク) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長は、議場の代議員がすべて投票を終了したと認めたとき、投票終了を宣言し直ちに開票を始める。
- (ケ) 投票の立会人は、開票に立会うことが出来る。
- (コ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」「議事運営委員会」「資格審査委員会」および上記立会人「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の指名を受けた選挙管理実務担当補助者以外の者は、投票終了後、開票所に入ることは出来ない。但し、投票および開票を見ることを希望する者は、指名・選挙委員会の承認を得て、投票所および開票所の特定された場所においてこれを見ることが出来る。
- (サ) 過半数の得票の候補者を当選とする。
ここで過半数とは(オ)①～⑤で指定された無効票を除く有効な投票合計数の半数を超える数を意味する。
- (シ) 過半数の得票の候補者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を実施する。
再度の選挙の場合も、その投票の方法は第1回目の選挙と同様とする。
- (ス) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長は、地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙投票開票終了後、ただちに委員長および立会人の署名した報告書を議長に提出する。
- (セ) 代議員会当日の選挙運動、会場内外でのビラまき、投票勧誘行為、投票妨害行為その他選挙規定に反する一切の行為を禁止する。

7. 結果発表

- (ア) 投票の結果発表は、再開代議員会において議長が行う。

以 上

地区ガバナー・第1及び第2副地区ガバナー選挙に関する規定

第一章

第1条（規定の目的）

地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙に関する事項については、国際会則、複合地区会則に規定するもののほか、この規定の定めるところによる。

第2条（選挙の倫理）

選挙は、ライオンとしての誇りとその責任を自覚して、この規定を誠実に遵守し、厳正に施行する。

第3条（選挙の日）

選挙は、年次大会の日、または、ガバナーが定めた日に行う。

第4条（選挙運動期間）

選挙運動期間は、当該立候補者が立候補届出後、選挙管理委員会による資格審査を経て、公示された日の翌日から選挙の日の前日までとする。

第5条（選挙の管理）

選挙は、選挙管理委員会が管理する。

第二章 立候補および責任者

第6条（立候補の届出）

会員は、選挙管理委員会が定める方式および期限に、金20万円の立候補登録料を添えて立候補届を選挙管理委員会に届出して候補者となることができる。

第7条（選挙責任者）

1. 立候補者は、立候補者の属するクラブ会員から選挙責任者1名を定め、その者と連署して立候補届書を選挙管理委員会に届出なければならない。
2. 選挙責任者は、立候補者のための一切の選挙運動を統括し、選挙運動をするものを監督する。
3. 選挙責任者を欠くに至ったときは、立候補者は直ちに後任者を選任し、その者と連署して選挙管理委員会に届出なければならない。
- 4.

第三章 選挙運動

第8条（選挙運動の禁止事項）

1. 選挙運動とは、特定の選挙に関し、特定の候補者に投票させるべく働きかける行為を言う。
2. 立候補者、選挙責任者及び会員は選挙に関し、特定の候補者に投票をさせることを目的として次の行為をしてはならない。

- (1) 選挙運動を、第4条の期間（選挙運動期間）以外にすること。
- (2) クラブ例会、ガバナー諮問委員会に出席して、食事実費以外の金品の支払をすること。
- (3) 自宅または職場への戸別訪問をすること。
- (4) 金品の贈与、供応、乗物の提供その他利益の供与または、その約束をすること。
- (5) 虚偽の事実を流布し、または、他の候補者を誹謗すること。
- (6) 新聞雑誌その他の報道機関に候補者に関する記事、または、広告を掲載すること。
- (7) 電報・ファクシミリ・電子メールより投票を依頼すること。
- (8) 投票所の付近およびその通路に徘徊佇立すること。
- (9) 選挙投票日に、投票以前に飲食を提供すること。
- (10) 代議員、または、その関係者の利害関係を利用すること。
- (11) 代議員の選挙権の行使を妨げること。
- (12) 現、前、元地区ガバナー及び副地区ガバナーが、次期第2副地区ガバナー選出及びその選挙に関し、特定の候補者を推薦すること、立候補者と一緒に行動を共にすること、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等に同行すること。
- (13) 立候補の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。
- (14) その他、本規定に違反する行為を行うこと。

第9条（文書による運動）

1. 選挙運動に関する文書には、その文書について責任を有する会員の氏名を文書責任者として明記するものとする。
2. 文書による選挙運動としては、通常はがきのみを発信することができる。

第四章 違反行為に対する処置等

第10条（違反に対する基本姿勢）

本地区は、本地区ライオンズメンバー全員が「ライオンズの誓い」及び「ライオンズ道徳綱領」の精神を指針とする人格者であることを信頼し、本規定に違反した者に対しても本人の真摯な自立的対処を期待する。

第11条（違反に対する処置）

1. 選挙管理委員会は、第4条、第8条及び第9条に違反する行為をした立候補者及びその選挙責任者に対して警告することができる。
2. 選挙管理委員会は、前項の警告にもかかわらず違反行為を止めない立候補者及び著しい違反行為をした立候補者に対して、弁明の機会を与えたうえ、立候補の辞退を勧告すると共に、各クラブ会長及び代議員宛その違反行為の内容を通知することができる。
3. 指名管理委員会は、前項の勧告に従わない立候補者に関しては、選挙管理委員会の報告に基づき、大会当日その代議員総会において、投票前に立候補者の氏名、その違反行為及び当日までの経緯を報告することができる。

第五章

第 12 条（選挙公報）

1. 選挙管理委員会は、選挙公報を発行し、投票日の前日から起算して 5 日前までに選挙権のある会員に発送する。
2. 選挙公報には、候補者の、氏名、生年月日および登録年月日を記載する。
3. 選挙公報に掲示する掲載文、写真は、立候補者の届出したものを掲載する。
4. 前項の掲載文、肖像写真等は、選挙管理委員会が定めるサイズの紙面に納まるものでなければならない。

第 13 条（公開討論会又は、立会演説会）

1. 選挙管理委員会は、一回以上の立候補者の公開討論会又は、立会演説会を催すことができる。
2. 公開討論会又は、立会演説会の日時および場所は、すみやかに公示し、かつ、会員および立候補者に通知する。
3. 公開討論会又は、立会演説会の弁士は、立候補者と立候補者の所属するクラブメンバー応援者一人に限る。
4. 公開討論会又は、立会演説会の実施について、必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

第 14 条（投票用紙）

投票用紙は、選挙管理委員会が作成し、投票所において選挙人に交付する。

第 15 条（投票の無効）

次の投票は無効とする。

1. 指定の投票箱以外の箱に投票したもの。
2. 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの。
3. 複数の候補者に○印を記載したもの。
4. ○印以外の記号および他事を記載したもの。
5. ○印の記載のないもの。
6. その他判断の困難なもの。

第 16 条（当選人）

1. 有効投票の過半数の得票者をもって当選人とする。
2. 有効投票の過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位 2 名において再度選挙を行なう。

第六章 選挙管理委員会

第 17 条（構成）

1. 選挙管理委員会の委員長、委員の総員数は 20 人以内とし、ガバナーが任命する。
2. ガバナーは必要に応じ、副委員長を任命することができる。

第 18 条（正副委員長）

1. 委員長は、委員会を召集し、その議長となり委員会を代表する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、入会順でその職務を代行する。

第 19 条（服務規定）

選挙管理委員会、かつ、その構成員は、中立、公正に職務を行うものとする。

第 20 条（違反行為の連絡）

1. 会員は前記諸事項に関する違反事実があった場合には、選挙管理委員会に通知しなければならない。
2. 選挙管理委員会は前項の連絡事項について調査、検討して地区ガバナーへ通知するものとする。

第 21 条（選挙管理委員会の義務）

選挙管理委員会は、会員の行為がこの規定に違反するおそれがあると認めたときは、警告その他適當の処理を講じ、違反のないように務めなければならない。

第 22 条（委員に対する制約）

1. 委員会委員は、候補者、または、その推薦人になることができない。
2. 委員会委員は、選挙公示後辞任することができない。

附 則

第 1 条

1. この規定は、平成 11 年 11 月 26 日から施行する。
2. 平成 12 年 11 月 20 日一部改定。
3. 平成 13 年 11 月 16 日一部改定。
4. 平成 18 年 1 月 17 日一部改定。
5. 平成 18 年 4 月 22 日一部改定。
6. 平成 19 年 3 月 26 日一部改定。
7. 平成 20 年 11 月 18 日一部改定。
8. 平成 21 年 11 月 6 日一部改定。

第 2 条

この規定の改廃は、330-A 地区キャビネット会議の決議を経て行なうものとする。

第 3 条

この規定の細則をこの規定の精神に反しない限りキャビネット会議において定めることができる。

細 則

第 1 条

立候補者が 1 名のときは、規定第 12 条の選挙公報の発送は選挙公報をキャビネットのホームページに掲載することをもって代えることができる。

委 員 会 名

資格審査委員会
議事運営委員会
地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会
決議委員会(決議委員会統括)

* 決議委員会には10の分科会があります。

* 全ての代議員は10分科会のいずれかに所属いたします。

決議委員会 代議員数内訳

	分 科 会	代議員数
1	政策・会則分科会	77 名
2	経理分科会	47 名
3	会員関係分科会 (会員、指導力育成、エクステンション、リテンション)	48 名
4	長期計画分科会	44 名
5	広報関係分科会 (PR広報、IT・情報)	41 名
6	国際関係分科会 (国際大会、国際協調、LCIF)	40 名
7	組織連携分科会	40 名
8	環境関係分科会 (環境保全・資源保護、緊急災害・防災対策)	48 名
9	青少年関係分科会 (ライオンズクエスト、薬物乱用防止、YE・レオ育成)	60 名
10	福祉関係分科会 (障害者福祉・高齢者福祉、献血・骨髄移植、献眼・献腎・癌撲滅)	59 名
	＜ 合 計 ＞	504 名

(注) 地区ガバナー、元国際理事、前・元地区ガバナー22名が定数外として

代議員登録されております。

第56回年次大会提出案件（案）

A ガバナー提出案件

① 代議員総会

- 案件1. 2010－2011 年度 330－A地区ガバナー選出の件
2010－2011 年度 330－A地区第1副地区ガバナー選出の件
2010－2011 年度 330－A地区第2副地区ガバナー選出の件

② 分科会

1) 政策・会則分科会

- 案件1. 「ライオンズクラブ 330－A地区 経理規定改正の件」

2) 経理分科会

- 案件1. 「2009－2010 年度 330－A地区上半期会計報告書承認の件」

- 案件2. 「2008－2009 年度 330－A地区会計報告書承認の件」

- 案件3. 「2010－2011 年度

地区クラブ費として1クラブ1ヵ月2,000円

地区費として1メンバー1ヵ月480円

(家族会員1メンバー1ヶ月240円)

地区特別運営費として1メンバー1ヵ月200円

(家族会員1メンバー1ヶ月100円)

地区大会費として1メンバー1ヵ月100円

地区特別大会費として1メンバー1ヵ月50円

をそれぞれ拠出の件」

3) 環境関係分科会

- 案件1. 「330－A地区は、地球環境保全・温暖化防止アクティビティについて、
長期継続重点奉仕事業とする」件。

B 各クラブからの提出案件

① 分科会

1) 広報関係分科会

- 案件1. 「2010－2011 年度 330－A地区アクティビティ・スローガン」の決定

- | | |
|------------------------|---------------|
| ① 「情熱と行動、社会に灯そう奉仕の灯かり」 | 提案クラブ：東京みやこLC |
| ② 「繋ごう！若い力へ 奉仕！と伝統！」 | 提案クラブ：東京上野南LC |
| ③ 「力を合わせて 地域に奉仕」 | 提案クラブ：東京不忍LC |
| ④ 「会員増強！」 | 提案クラブ：東京芝浦LC |

第56回 年次大会 予算案

収入の部

2010年3月8日付

項 目	予算額	詳 細	備 考
地区大会費	¥5,956,800	4,964名 × ¥100 × 12ヶ月	
地区特別大会費	¥2,978,400	4,964名 × ¥50 × 12ヶ月	
代議員登録料	¥5,040,000	504名 × ¥10,000	
式典登録料	¥3,000,000	600名 × ¥5,000	
	¥250,000	100名 × ¥2,500	
感謝の集い登録料	¥4,000,000	400名 × ¥10,000	
出店料	¥300,000	6店舗 × ¥50,000	
ドネーション	¥100,000		
雑収入			
合 計	¥21,625,200		

支出の部

項 目	予算額	詳 細	備 考
会場費	¥8,500,000	東京プリンス 各会場費・設営費	
音響照明設備費	¥1,400,000	東京プリンス 基本設備使用料	
看板製作設置費	¥850,000	会場看板・案内看板・プラカード等	
アワード他贈呈費	¥750,000	各アワード記念品・感謝状・目録等	
記念事業費	¥1,000,000	障害者支援・癌研究所支援等	
花束・謝礼費	¥200,000	奏者謝礼・贈呈花束・来賓お土産等	
音楽機器費	¥140,000	ピアノ・エレクトーン等	
イベント事業費	¥300,000	会場設営・展示備品製作・絵画保険等	
記録・映像製作費	¥800,000	写真製作・映像製作・映写機材費等	
大会昼食費	¥800,000	代議員昼食・運営スタッフ昼食・飲料等	
感謝の集い費	¥3,600,000	食事・アルコール飲料等	
前夜夕食費	¥150,000	リハーサル等準備スタッフ夕食	
大会準備会議費	¥800,000	議事運営・運営部会・全体会議等	
大会関連会議費	¥200,000	アワード審査等	
印刷費	¥1,500,000	パンフレット・プログラム・議案集・議事録等	
事務用品等雑費	¥200,000	部会名札・胸花・ダンボール箱・事務備品等	
運送費	¥100,000	大会備品・映像機材運送等	
発送費	¥100,000	案内発送・記念品・議事録発送等	
予備費	¥235,200		
	¥21,625,200		

☆選挙関連予算案は選挙管理委員会より提出

要 望 書

平成 22 年 3 月 3 日

ライオンズクラブ国際協会 330A 地区

地区ガバナー 岡野忠生様

330 複合地区国際理事推進委員会

委員長 小坂 哲瑯

国際理事選出推薦にあたり慣例でホスト準地区として支援
の費用が支出されています。

6 月の国際大会に向け宜しくお汲み取りの上、慣例の予算百
万円のご計上をお願いいたします。

小坂 哲瑯

大会事務局運営組織

★非代議員（ホスト）

2010年3月15日付

大会幹事	大会会計	事務局長	副事務局長	大会副幹事			大会副会計	
L井桁風雄	L若尾迪治	L森田半兵衛 (2R・RC)	L屋代誠一	L中島高章	L桜田わこ	L奥山貞夫	L青木秀壽	L竹川 司
				L大根田教順	L小川初枝	L松永貴光		

議事運営組織 案

委員会名	委員長	副委員長						顧問
資格審査	L湯田啓一 (4R・RC)	L石丸忠男 (2R2Z・ZC)	L原田貞機 (5R2Z・ZC)	L橋本光祥 (8R1Z・ZC)	L藤村貞夫 (10R2Z・ZC)	L向井忠義 (12R1Z・ZC)	L津村信彦 (14R1Z・ZC)	L池崎道男 元ガバナー
議事運営	L千々波眞照 (1R・RC)	L野崎 武 (政策会則委員長)	L曾根原良仁 (長期計画委員長)	L藤井清一 (指導力育成委員長)	L木下 満 (会員委員長)	L石井祐治 (EXT委員長)	L横河明紀 (RT委員長)	L菅原雅雄 元ガバナー
		L近藤正彦 (広報委員長)	L渡辺 晃 (国際委員長)	L風間 昭 (環境委員長)	L瀧澤賢司 (青少年委員会)	L戸田一郎 (福祉委員長)	L家喜凱雄 (組織連携委員長)	L今井三和 元ガバナー
		L岡野弘志 (10R・RC)	L湯田啓一 (4R・RC)	L森田半兵衛 (2R・RC)	L池田和司 (選挙管理)	L	L	L鈴木 浩 元ガバナー
ガバナー 第1副及び 第2副地区 ガバナー 指名選挙 管理委員会	L池田和司 (選挙管理)	副委員長 L田野倉和己 (立川LC)	L山田文一 (葵LC)	L中川正文 (日本橋LC)	L宇田川善幸 (葛飾LC)	L石井邦博 (愛宕山LC)	L (LC)	L富田純明 元ガバナー
			L品川正幸 (石泉LC)	L千種 豊 (武蔵野LC)	L工藤 章 (九段LC)	L (LC)	L (LC)	L飯田善彦 元ガバナー
		副委員長 L藁谷和家 (選挙管理)	L藤井良一 (選挙管理)	L金澤萬二良 (選挙管理)	L河島賢一 (選挙管理)	L砂川 博 (選挙管理)	L (LC)	L吉永貞雄 元ガバナー
決 議	L岡野弘志 (10R・RC)	L細川孝雄 (3R・RC)	L左近充尚典 (5R・RC)	L夏目幸生 (6R・RC)	L瀬尾正弘 (7R・RC)	L今井文彦 (8R・RC)		L塩田勇昭 元ガバナー
		L今村廉彦 (9R・RC)	L吉野隆幸 (11R・RC)	L戸田周良 (12R・RC)	L木村幸一 (13R・RC)	L宇田照彦 (14R・RC)		L山口桂造 元ガバナー
政策会則 分科会	L今井文彦 (8R・RC)	L上野 至 (1R1Z・ZC)	L斉藤 博 (4R2Z・ZC)	L西村茂行 (9R2Z・ZC)	L川島政義 (13R1Z・ZC)	L津村信彦 (14R1Z・ZC)	L	L矢部四郎 元ガバナー
		L野崎 武 (政策会則委員長)	L中島 潔 (政策会則委員会)	L	L	L	L	L宇田川雄弘 元ガバナー
経 理 分科会	L今村廉彦 (9R・RC)	L石丸忠男 (2R2Z・ZC)	L丸山一仁 (6R2Z・ZC)	L小川晶子 (7R3Z・ZC)	L藤村貞夫 (10R2Z・ZC)	L足立文秀 (11R2Z・ZC)		L菅原雅雄 元ガバナー
		L田中富美夫 (会計監査)	L吉田光一郎 (会計監査)	L	L	L		L石井征二 前ガバナー
会員関係 分科会	L吉野隆幸 (11R・RC)	L山口軍次 (1R2Z・ZC)	L原田貞機 (5R2Z・ZC)			L佐藤達二 (会員委員会)	L篠 順三 (RT委員会)	L富田純明 元ガバナー
		L藤井清一 (指導力育成委員長)	L木下 満 (会員委員長)	L石井祐治 (EXT委員長)	L横河明紀 (RT委員長)	L阿久津隆文 (指導力育成委員会)	L三和田義広 (EXT委員会)	L中野 了 元ガバナー
長期計画 分科会	L左近充尚典 (5R・RC)	L橘 薫 (3R3Z・ZC)	L衣笠博介 (4R3Z・ZC)	L橋本光祥 (8R1Z・ZC)	L瀬間正義 (13R2Z・ZC)	L	L	L河合悦子 第1副地区
		L曾根原良仁 (長期計画委員長)	L利根川昌弘 (長期計画委員会)	L	L	L	L	L大石 誠 第2副地区
広報関係 分科会	L細川孝雄 (3R・RC)	L安井外喜男 (4R1Z・ZC)	L片岡洋乃 (8R2Z・ZC)	L向井忠義 (12R1Z・ZC)		L	L	L中村保彦 元ガバナー
		L近藤正彦 (広報委員長)	L柴田 誠 (広報委員会)	L佐原幸雄 (広報委員会)	L	L	L	L飯田善彦 元ガバナー
国際関係 分科会	L戸田周良 (12R・RC)	L原田隆二 (3R2Z・ZC)	L内田 等 (7R2Z・ZC)	L井出 仁 (11R1Z・ZC)	L	L	L	L小坂哲郎 元ガバナー
		L渡辺 晃 (国際委員長)	L佐藤外治 (国際委員会)	L畦地秀明 (国際委員会)	L瀧川清人 (国際委員会)	L	L	L山浦晟暉 元ガバナー
組織連携 分科会	L夏目幸生 (6R・RC)	L岡村邦彦 (1R3Z・ZC)	L武居正幸 (5R3Z・ZC)	L大古正博 (10R1Z・ZC)	L中山道則 (12R2Z・ZC)	L	L	L塩田勇昭 元ガバナー
		L家喜凱雄 (組織連携委員長)	L吉崎光男 (組織連携委員会)	L	L	L	L	L中島洋吉 元ガバナー
環境関係 分科会	L木村幸一 (13R・RC)	L西山俊治 (2R1Z・ZC)	L渡辺 晟 (5R1Z・ZC)	L村上 誠 (9R1Z・ZC)	L滝島由雄 (14R2Z・ZC)	L	L	L渡辺豊隆 元ガバナー
		L風間 昭 (環境委員長)	L中島彰良 (環境委員会)	L小塚貞裕 (環境委員会)	L	L	L	L見上良也 元ガバナー
青少年 育成関係 分科会	L宇田照彦 (14R・RC)	L小山哲也 (2R2Z・ZC)	L赤尾勝三 (7R1Z・ZC)	L島田益吉 (10R3Z・ZC)	L	L	L	L池崎道男 元ガバナー
		L瀧澤賢司 (青少年委員会)	L遠山俊男 (青少年委員会)	L三宅泰雄 (青少年委員会)	L館 親光 (青少年委員会)	L	L	L今井三和 元ガバナー
福祉関係 分科会	L瀬尾正弘 (7R・RC)	L吉村 誠 (3R1Z・ZC)	L登山順桂 (6R1Z・ZC)	L松本純子 (11R3Z・ZC)	L	L	L	L森田浩一郎 元ガバナー
		L戸田一郎 (福祉委員長)	L小堀光由 (福祉委員会)	L佐々木利和 (福祉委員会)	L山口勝一 (福祉委員会)	L	L	L森山 勇 元ガバナー